

別表1 建築確認等手数料 単位：円

区分 申請建築物 の床面積の合計 (A <sup>m2</sup> )	建築確認 ※1			中間検査 ※2※3※4			完了検査 ※1※2※3※4※5※6		
	一戸建ての住宅		その他の 建築物	一戸建ての住宅		その他の 建築物	一戸建ての住宅		その他の 建築物
	特例対象	左記以外		特例対象	左記以外		特例対象	左記以外	
100m <sup>2</sup> 以内	21,000	30,000	35,000	28,000	35,000	40,000	28,000	35,000	42,000
100m <sup>2</sup> を超え200m <sup>2</sup> 以内	30,000	42,000	48,000	36,000	43,000	48,000	39,000	46,000	54,000
200m <sup>2</sup> を超え300m <sup>2</sup> 以内	40,000	53,000	58,000	48,000	55,000	58,000	54,000	61,000	67,000
300m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以内	50,000	66,000	68,000	58,000	65,000	69,000	66,000	73,000	78,000
500m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内	88,000	128,000	143,000	78,000	118,000	134,000	84,000	124,000	133,000
1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内	98,000	158,000	244,000	102,000	132,000	161,000	112,000	152,000	187,000
2,000m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以内			327,000			198,000			253,000
3,000m <sup>2</sup> を超え4,000m <sup>2</sup> 以内			414,000			222,000			277,000
4,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内			472,000			248,000			306,000
5,000m <sup>2</sup> を超え6,000m <sup>2</sup> 以内			523,000			265,000			341,000
6,000m <sup>2</sup> を超え7,000m <sup>2</sup> 以内			574,000			290,000			388,000
7,000m <sup>2</sup> を超え8,000m <sup>2</sup> 以内			590,000			290,000			402,000
8,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内			605,000			310,000			416,000
10,000m <sup>2</sup> を超え15,000m <sup>2</sup> 以内			650,000			339,000			460,000
15,000m <sup>2</sup> を超え20,000m <sup>2</sup> 以内			727,000			377,000			513,000
20,000m <sup>2</sup> を超え30,000m <sup>2</sup> 以内			878,000			469,000			614,000
30,000m <sup>2</sup> を超え50,000m <sup>2</sup> 以内			1,137,000			469,000			785,000
50,000m <sup>2</sup> を超え70,000m <sup>2</sup> 以内			1,398,000			861,000			957,000
70,000m <sup>2</sup> を超え100,000m <sup>2</sup> 以内			1,646,000			1,045,000			1,159,000
100,000m <sup>2</sup> を超え200,000m <sup>2</sup> 以内			1,893,000			1,230,000			1,362,000
200,000m <sup>2</sup> を超えるもの	別途お見積りによる。								

特例対象：3号建築物（特殊建築物で床面積100㎡超で200㎡以下を除く）及び型式適合認定建築物

※1：

- (1) 計画変更、移転、大規模な修繕及び大規模な模様替えの場合、区分申請床面積A<sup>m2</sup>＝該当部分の床面積×0.5
- (2) 用途変更の場合の区分申請床面積A<sup>m2</sup>＝該当部分の床面積
- (3) 床面積が増加する計画変更の場合及び増築（棟別に限る）の場合の区分申請床面積A<sup>m2</sup>＝該当部分の床面積
- (4) 増築（一体増築に限る）の場合、区分の申請床面積A<sup>m2</sup>＝増築部分の床面積＋既存部分の床面積×0.5
- (5) 上記の(1)、(2)、(3)及び(4)の複合申請の場合の区分申請床面積A<sup>m2</sup>＝(1)から(4)のそれぞれの合計面積（ただし、申請建物の延べ面積を上限
- (6) 一戸建ての住宅とは、敷地内において、主たる用途の建築物の延べ面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、他の用途に供する部分の床面積の合計が50m<sup>2</sup>を超えないものとする。

※2：中間検査及び完了検査において、遠隔地等の場合は別表6 出張費（中間検査・完了検査共）が加算されます。

※3：中間検査において、検査対象床面積の算定方法については、特定工程終了時において検査の対象となる建築物の部分の面積により算定するものとし、各特定行政庁が指定する算定方法によります。特に、基礎配筋時の検査においては、原則としてその部分の面積により算定されます。（工事の工程及び工区によって、建築基準法第7条の3第1号及び第2号の適用並びに検査対象面積について面積算定表等により事前の打ち合わせが必要となる場合があります。）

※4：他機関等で確認済証の交付を受けたもので、中間検査又は完了検査をKBIで受ける場合は、表の手数料×1.5の手数料金額となります。ただし、その検査申請の直近の処分（計画変更確認済証交付処分又は中間検査合格証交付処分）がKBIで行われている場合は、この限りでない。

※5：KBI以外の機関等で省工ネ適合判定を受けたもので、完了検査をKBIで受ける場合は、KBI省工ネ適合判定料金表に定める適合判定料金が手数料に加算されます。

※6：完了検査において、計画変更確認相当の追加検討書を要する場合の書面審査の手数料は、本表の※1を準用します。

別表2 省工ネ適合性判定を要する建築物の完了検査加算手数料 単位：円

区分	KBIで省工ネ適合性判定通知書を交付している場合	他機関で省工ネ適合性判定通知書を交付している場合
100m <sup>2</sup> 以内	5,000	10,000
100m <sup>2</sup> を超え200m <sup>2</sup> 以内	8,000	16,000
200m <sup>2</sup> を超え300m <sup>2</sup> 以内	10,000	20,000
300m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以内	15,000	30,000
500m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内	18,000	36,000
1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内	25,000	50,000
2,000m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以内	30,000	60,000
3,000m <sup>2</sup> を超え4,000m <sup>2</sup> 以内	35,000	70,000
4,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内	40,000	80,000
5,000m <sup>2</sup> を超え6,000m <sup>2</sup> 以内	50,000	100,000
6,000m <sup>2</sup> を超え7,000m <sup>2</sup> 以内	60,000	120,000
7,000m <sup>2</sup> を超え8,000m <sup>2</sup> 以内	70,000	140,000
8,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内	80,000	160,000
10,000m <sup>2</sup> を超えるもの	別途お見積りによる。	

以下を活用して省工ネ適合判定を省略した物件は上記料金を加算します。

- ・設計評価書（建設評価書の交付を受けない場合）
- ・長期使用構造等である旨の確認書

**別表3 設備・工作物確認等手数料 単位：円**

区分	建築確認	計画変更確認	完了検査※1
<b>建築設備</b>			
(1) 小荷物専用昇降機	12,000	6,000	24,000
(2) 上記以外の昇降機 (型式)	24,000	12,000	34,000
(1) (2) 以外の昇降機	36,000	18,000	34,000
<b>工作物</b>			
広告塔	24,000	12,000	24,000
5m以下の擁壁	24,000+4,000×(N-1) N：一の擁壁で検討断面が2以上の場合の件数	12,000+4,000×(N-1)	24,000
5mを超え10m以下の擁壁	60,000	18,000	60,000
10mを超える擁壁	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの	48,000 (支柱等本数が10本以内) 48,000+4,000×(N-10) (N：一の工作物で支柱等本数が10本を超える場合)	12,000+4,000×(N-1) (N：変更する工作物の支柱等本数)	60,000
高架水槽、サイロ、物見塔、その他これらに類するもの	48,000+4,000×(N-1) (N：一の工作物でサイロ等本数が2以上の場合)	12,000+4,000×(N-1) (N：変更するサイロ等の本数)	60,000

※1 (令和4年7月1日施行)：KBI以外の指定機関等で確認済証の交付を受けたもので、完了検査をKBIで受ける場合は、別表1の※10を適用する。

**別表4 各種届出手数料 単位：円**

各種届出等	
軽微な変更説明書、変更届、建築主等変更届、工事監理者・施工者届、設計者届、取止届、取下届、建築確認等記載事項証明願	手数料なし

**別表5 加算手数料 単位：円**

加算手数料		金額
消防同意を要する場合		2,000
天空率の審査を要する場合 (道路斜線、隣地斜線、北側斜線等)	対象面積が500㎡以内	5,000
壁量計算の審査を要する場合 ※1		12,000
構造計算の審査を要する場合 ※1	対象床面積が200㎡以内	14,000
	対象床面積が200㎡を超え500㎡以内	24,000
限界耐力計算の審査を要する場合	対象床面積が500㎡以内	60,000
	対象床面積が500㎡を超える場合	72,000
ルート2構造審査を要する場合 (審査対象となる構造棟毎)	対象面積が500㎡以下	108,000
性能規定の審査を要する場合	避難安全検証法	確認手数料表の金額×0.2 (1,000円未満切り上げ)
	耐火安全検証法	同上
特定天井を有する場合	当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の金額×0.2 (1,000円未満切り上げ)	
省エネ仕様基準 ※1	一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に限る	10,000

※1：2025年3月31日以前に確認済証が交付され、2025年4月1日以後に着工し、新たに構造関係規定、省エネ基準への適合の確認が必要な場合も加算されます。

**別表6 出張費 (中間検査・完了検査共) 単位：円**

区分	出張費		
	11,000	12,000	13,000
埼玉県	全域		
茨城県		つくば市、土浦市、取手市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村	
千葉県			全域

**別表7 検査日変更手数料 単位：円**

区分	変更の時期	金額
中間検査 完了検査	検査日当日	別表1の手数料×0.5 (上限60,000) ただし、手数料規程第4条に規定する別表6の出張費の区域以外の場合、法第6条第1項第3号の建築物及び別表3の建築設備又は工作物は6,000円とします。

注意：金額の計算において、千円未満の端数は切り捨てとします。

**別表8 再検査手数料 単位：円**

区分	金額
中間検査 完了検査	別表1の手数料×0.5 (上限100,000)

出張費が別途加算されます。

共通注意事項

(1) 基準法併願とは、確認申請と同時に申請する場合、又は確認審査中に適合証明を後付申請する場合のことをいいます。中間・竣工検査の場合は検査の実行が同時の場合をいいます。

(2) 中間及び竣工検査の適合単独申請は、以下の出張費が別途加算されます。

埼玉県全域：12,100円、茨城県の検査エリア内：13,200円、千葉県全域：14,300円、となります。（税込み）

(3) 機構承認住宅（設計登録タイプ）の申請、及びフラット35Sの申請で品確法による住宅型式性能認定を受け、等級が要件を満たすものは、共同建ては標記手数料×0.6、一戸建て・重ね建ては標記手数料×0.8にします。尚、清算金額の千円未満の端数は切り上げ計算します。

【A. 新築住宅（単位：円／消費税込）】

・一戸建て

申請種別 ※ 4		設計検査 ※ 1 ※ 3	中間検査	竣工検査 ※ 2
基本料金	適合単独申請	18,920	27,390	27,390
	基準法併願申請	12,760	17,820	17,820

※ 1 次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

- ・省エネルギー性審査：性能規定 39,600円、仕様規定 11,000円
- ・耐震性審査：壁量計算 13,200円、構造計算 15,400円

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.長期優良住宅認定通知書
- 3.BELS評価書
- 4.住宅性能評価
- 5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※ 2 建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料 6,380円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※ 3 「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、39,600円の料金が加算になります。

※ 4 S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,270円、中間検査手数料 2,530円、竣工検査手数料 2,530円の料金が加算になります。

・一戸建て完成物件（竣工済特例物件）

申請種別 ※ 4		設計検査 ※ 2 ※ 3	竣工検査 ※ 5	一括料金（設計・竣工）※ 1
基本料金	適合単独申請	37,840	27,390	65,230
	基準法併願申請	25,300	17,820	43,120

※ 1 設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※ 2 次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

- ・省エネルギー性審査：性能規定 39,600円、仕様規定 11,000円

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.長期優良住宅認定通知書
- 3.BELS評価書
- 4.住宅性能評価
- 5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

- ※3 「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、39,600円の料金が加算になります。
- ※4 S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,270円、竣工検査手数料 8,910円の料金が加算になります。
- ※5 耐震性の場合は、建設住宅性能評価書の提出が必要になります。（KBI審査物件に限る。）

・連続建て・重ね建て（N：戸数）

申請種別 ※4		設計検査 ※1※2	中間検査	竣工検査 ※3
基本料金	適合単独申請	18,920 + N×2,530	27,390 + N×2,530	27,390 + N×2,530
	基準法併願申請	12,760 + N×1,320	17,820 + N×1,320	17,820 + N×1,320

※1 次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

- ・省エネルギー性審査：性能規定 39,600円/N、仕様規定 11,000円/N
- ・耐震性審査：壁量計算 13,200円、構造計算 15,400円

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.長期優良住宅認定通知書
- 3.BELS評価書
- 4.住宅性能評価
- 5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※2 「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、39,600円/Nの料金が加算になります。

※3 建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料 5,170円+N×1,320円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※4 S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,270円/N、中間検査手数料 2,530円/N、竣工検査手数料 2,530円/Nの料金が加算になります。

・連続建て・重ね建て完成物件（竣工済特例物件）（N：戸数）

申請種別 ※4		設計検査 ※2※3	竣工検査 ※5	一括料金（設計・竣工） ※1
基本料金	適合単独申請	37,840 + N×1,320	27,390 + N×1,320	65,230 + N×2,640
	基準法併願申請	25,300 + N×660	17,820 + N×660	43,120 + N×1,320

※1 設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※2 次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

- ・省エネルギー性審査：性能規定 39,600円/N、仕様規定 11,000円/N

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除く。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.長期優良住宅認定通知書
- 3.BELS評価書
- 4.住宅性能評価
- 5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※3 「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、39,600円/Nの料金が加算になります。

※4 S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,270円/N、竣工検査手数料 8,910円/Nの料金が加算になります。

※5 耐震性の場合は、建設住宅性能評価書の提出が必要になります。（KBI審査物件に限る。）

**【B. 新築住宅（単位：円／消費税込）】**

・共同建て（分譲住宅） 一般申請（N：戸数）

	申請種別 ※5※6	設計検査 ※2※3	竣工検査 ※4	一括料金（設計・竣工）※1
基本料金	適合単独申請	34,210 + N×4,180	34,210 + N×4,180	68,420 + N×8,360
	基準法併願申請	20,460 + N×3,520	20,460 + N×3,520	40,920 + N×7,040

※1 設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※2 次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 39,600円/N、仕様規定 11,000円/N

・耐震性審査：壁量計算 13,200円/棟、構造計算 15,400円/棟

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限り）を活用して基準を確認する場合を除く。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.長期優良住宅認定通知書
- 3.BELS評価書
- 4.住宅性能評価
- 5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※3 「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、39,600円/Nの料金が加算になります。

※4 建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料 12,760円+(N-1)×2,530円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※5 S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,270円/N、竣工検査手数料 6,270円/Nの料金が加算になります。

※6 フラット35S単独申請で、S基準の「耐震」を選択された場合の手数料は、500㎡以下（限界耐力計算、及び免震を除く）までの場合とします。500㎡を超える場合（限界耐力計算、免震を含む）場合はその都度見積りとなります。

・共同建て（分譲住宅） 登録マンション（N：戸数）

	申請種別 ※5※6	設計検査 ※2※3	竣工検査 ※4	一括料金（設計・竣工）※1
基本料金	適合単独申請	61,380 + N×2,200	61,380 + N×2,200	122,760 + N×4,400
	基準法併願申請	40,920 + N×1,430	40,920 + N×1,430	81,840 + N×2,860

※1 設計・竣工一括料金は、申請時に一括して請求されます。

※2 次の審査を行う場合は、下記の料金が設計検査手数料に加算になります。

・省エネルギー性審査：性能規定 39,600円/N、仕様規定 11,000円/N

・耐震性審査：壁量計算 13,200円/棟、構造計算 15,400円/棟

但し、KBIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（5を除きKBIで審査を行う場合に限り）を活用して基準を確認する場合を除く。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.長期優良住宅認定通知書
- 3.BELS評価書
- 4.住宅性能評価
- 5.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※3 「ZEH」プランでBELS評価書（KBI審査物件）がない場合は設計検査に、39,600円/Nの料金が加算になります。

※4 建設住宅性能評価書を活用する場合は、竣工検査手数料 25,300円+N×1,320円のみになります。（等級がフラット基準を満たしていることが条件となります。）

※5 S基準を二つ選択される場合は、設計検査手数料 6,270円/N、竣工検査手数料 6,270円/Nの料金が加算になります。

※6 フラット35S単独申請で、S基準の「耐震」を選択された場合の手数料は、500㎡以下（限界耐力計算、及び免震を除く）までの場合とします。500㎡を超える場合（限界耐力計算、免震を含む）場合はその都度見積りとなります。

・賃貸住宅 (N:戸数)

融資種別	申請種別	設計検査料金	竣工検査料金	設計・竣工 一括手数料
賃貸住宅(省エネ住宅) 賃貸住宅(サービス付き高齢者向け住宅) まちづくり融資(賃貸住宅)	適合単独申請	別途見積り (事前にご相談ください)	61,380 + N×2,200	122,760 + N×4,400
・省エネ又は、「ZEH」等住宅の場合 各住戸毎に設計14,300円、竣工5,500円 を追加	基準法併願	別途見積り (事前にご相談ください)	40,920 + N×1,430	81,840 + N×2,860

【中古住宅 (単位:円/消費税込)】

※別途地域加算が必要な地域(下記(注意)の(1))があります

融資種別	申請種別	図書検査 手数料	現場検査 手数料	合計
<b>一戸建て等</b>				
フラット35	準耐火又は耐久性基準を証明する図書有り ※1	27,390	20,460	47,850/戸
	上記以外	27,390	54,560	81,950/戸
<b>マンション</b>				
フラット35	-	27,390	13,750	41,140/戸
「中古マンションらくらくフ ラット35」登録用 (住棟単位)	-	40,920	13,750	54,670/棟

・【フラット35】S(優良住宅)の申請は上表の合計金額に下表の金額が加算されます。

技術基準の種類	手数料算定条件	加算手数料
<b>フラット35S(金利Aプラン)(ZEH)</b>		
省エネルギー性	性能を証明する書類必須 ※	0
耐震性(等級2)	性能を証明する書類必須 ※	0
バリアフリー性(等級3)	性能を証明する書類必須 ※	0
耐久性・可変性 長期優良住宅	新築時の長期優良住宅の認定書必須	0
耐久性・可変性 劣化3 維持管理2	性能を証明する書類必須 ※	0
<b>フラット35S(金利Bプラン)</b>		
バリアフリー性(等級2)	性能を証明する書類必須 ※	0
外壁等断熱(省エネ)【中古タイプ】	性能を証明する書類必須 ※	0
開口部断熱(省エネ)【中古タイプ】	現場検査で仕様確認	13,750

※性能を証明する書類とは、新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書(基準を満たすもの)、BELS評価書等です。

【注意】

(1) 適合単独申請は、下記の出張費が別途加算されます。(税込み)

埼玉県全域: 12,100円、茨城県の検査エリア内: 13,200円、千葉県全域: 14,300円

※1 耐久性基準、準耐火・耐火基準が確認できる図書、書類(新築時の適合証明書、建設評価書、火災保険証書)がある場合をいいます。

**【再交付手数料】（単位：円／消費税込）**

区分	金額
通知書・適合証明	6,600
関係図書・設計図書（A2以下の図面10枚まで、10枚を超える場合の追加手数料は330円／1枚）	5,170

**【検査日変更手数料】（単位：円／消費税込）**

区分	変更の時期	金額
中間検査	検査日当日	各手数料×0.5
竣工検査		（ただし、基準法併願で基準法も変更の場合は不要）
注意：		
金額の計算において、千円未満の端数は切り捨てとします。		

**【再検査手数料】（単位：円／消費税込）**

区分	金額
中間検査	各手数料 ×0.5
竣工検査	
中古現場検査	
リフォーム現場検査	
注意：	
金額の計算において、千円未満の端数は切り捨てとします。	
適合単独申請の場合、出張費が別途加算されます。	

## 一戸建ての住宅（新築）

【設計】 一戸建ての住宅（新築）（単位：円／消費税込）

評価項目	■ 基本（必須 4項目）							
	構造		劣化		維持		温熱	
1-1							5-1	
1-3			3-1		4-1		5-2	
1-6、1-7								
■ 基本手数料								
200m <sup>2</sup> 以内	44,880 ※注1							
200m <sup>2</sup> 超え	58,080 ※注1							
評価項目	■ 選択項目（8項目）							
	構造	火災	空気	光視	音	高齢者	防犯	液状化
1-2	2-1		6-1	7-1	8-4	9-1	10-1	
	2-4							
1-4	2-5		6-2	7-2				
	2-6							
1-5	2-7							
■ 各項目ごとの追加手数料								
上記選択項目が、1項目でもある場合、上記基本手数料に 6,600円を加算する。								
※注1								
・ 製造者認証がある場合は各項目について 2,640円の減額となります。								
対象となる項目（耐震等級、劣化対策等級）								
変更設計評価	上記手数料の50%							
評価書再交付	13,200							

【建設】 一戸建ての住宅（新築）（単位：円／消費税込）

評価項目	■ 基本（必須 4項目）							
	構造		劣化		維持		温熱	
1-1							5-1	
1-3			3-1		4-1		5-2	
1-6、1-7								
■ 基本手数料								
200m <sup>2</sup> 以内	113,520 ※注2							
200m <sup>2</sup> 超え	126,720 ※注2							
評価項目	■ 選択項目（8項目）							
	構造	火災	空気	光視	音	高齢者	防犯	液状化
1-2	2-1		6-1	7-1	8-4	9-1	10-1	
	2-4							
1-4	2-5		6-2	7-2				
	2-6							
1-5	2-7							
■ 各項目ごとの追加手数料								
上記選択項目が、1項目でもある場合、上記基本手数料に 6,600円を加算する。								
・ 上記基本手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。								
・ 空気環境計測に関する選択がある場合 39,600円 (空気実測は、パッシブ型採取機器を使用したホルムアルデヒドの濃度測定とする。)								
・ 出張費 検査回数1回につき、下記手数料を加算する。								
埼玉県	12,100円（交通費+日当）							
茨城県	13,200円（交通費+日当）							
千葉県	14,300円（交通費+日当）							

※注2

・製造者認証がある場合でかつ検査の省略が可能な場合以下の減額となります。

<耐震等級・劣化対策等級の製造者認証がある場合> . . . . . 検査が3回となる為 -19,800円

変更建設評価	上記手数料の50%
再検査	26,400 (1回の検査につき)
評価書再交付	13,200

一戸建ての住宅 (既存)

【既存】 一戸建て住宅 (単位:円/消費税込)

床面積の合計	建設評価	備考
200m <sup>2</sup> 以内	198,000	
200m <sup>2</sup> 超	224,400	
再検査 (1回につき)	26,400	
評価書再交付	13,200	

・上記手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

※別途金額

・出張費 検査回数1回につき、下記手数料を加算する。

埼玉県 12,100円 (交通費+日当)

茨城県 13,200円 (交通費+日当)

千葉県 14,300円 (交通費+日当)

・個別性能評価は、任意の選択制で御希望により評価が可能な項目があります。資料の有無、選択項目により手数料が異なりますので別途見積りによります。

・石綿粉塵濃度の測定は、別途見積りによります。

・室内化学物質の測定は、別途見積りによります。

・特定現況検査 (蟻害・腐朽) は、別途見積りによります。

共同住宅 (新築)

【設計】 共同住宅 (新築) (単位:円/消費税込)

評価項目	■ 基本 (必須 4項目)			
	構造	劣化	維持	温熱
1-1			4-1	5-1
1-3		3-1	4-2	5-2
1-6、1-7			4-3	
■ 基本手数料 ※1				
200m <sup>2</sup> 以内	66,000 + (※5,280×住戸数)			
200m <sup>2</sup> 超え 500m <sup>2</sup> 以内	105,600 + (※5,280×住戸数)			
500m <sup>2</sup> 超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	145,200 + (※5,280×住戸数)			
1,000m <sup>2</sup> 超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	224,400 + (※5,280×住戸数)			
2,000m <sup>2</sup> 超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	277,200 + (※5,280×住戸数)			
3,000m <sup>2</sup> 超え 5,000m <sup>2</sup> 以内	356,400 + (※5,280×住戸数)			
5,000m <sup>2</sup> 超え 7,000m <sup>2</sup> 以内	409,200 + (※5,280×住戸数)			
7,000m <sup>2</sup> 超え 10,000m <sup>2</sup> 以内	435,600 + (※5,280×住戸数)			
10,000m <sup>2</sup> 超え	699,600 + (※5,280×住戸数)			

評価項目	■ 選択項目 (9項目)								
	構造	火災	維持	空気	光視	音	高齢者	防犯	液化化
	1-2	2-1		6-1	7-1	8-1	9-1	10-1	
	1-4	～		6-2	7-2	～	9-2		
1-5	2-7	4-4			8-4				
■ 各項目ごとの追加手数料 (基本手数料の※の手数料に加算される金額)									
10,000m <sup>2</sup> 以内	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
10,000m <sup>2</sup> 超え	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640

※注1

・製造者認証がある場合は各項目について2,640円の減額となります。

対象となる項目 (耐震等級、劣化対策等級)

・一敷地に構造上、2棟以上の住棟がある場合は、各々の住棟毎に本表を適用する。

変更設計評価	上記手数料の50%
評価書再交付	1戸につき 13,200

【建設】 共同住宅 (新築) (単位: 円/消費税込)

評価項目	■ 基本 (必須 4項目)			
	構造	劣化	維持	温熱
	1-1		4-1	5-1
	1-3	3-1	4-2	5-2
1-6、1-7		4-3		
■ 基本手数料 ※2				
200m <sup>2</sup> 以内	132,000+ (※10,560×住戸数)			
200m <sup>2</sup> 超え 500m <sup>2</sup> 以内	198,000+ (※10,560×住戸数)			
500m <sup>2</sup> 超え 1,000m <sup>2</sup> 以内	303,600+ (※10,560×住戸数)			
1,000m <sup>2</sup> 超え 2,000m <sup>2</sup> 以内	514,800+ (※10,560×住戸数)			
2,000m <sup>2</sup> 超え 3,000m <sup>2</sup> 以内	646,800+ (※10,560×住戸数)			
3,000m <sup>2</sup> 超え 5,000m <sup>2</sup> 以内	858,000+ (※10,560×住戸数)			
5,000m <sup>2</sup> 超え 7,000m <sup>2</sup> 以内	1,016,400+ (※10,560×住戸数)			
7,000m <sup>2</sup> 超え 10,000m <sup>2</sup> 以内	1,148,400+ (※10,560×住戸数)			
10,000m <sup>2</sup> 超え	1,544,400+ (※10,560×住戸数)			

評価項目	■ 選択項目 (9項目)								
	構造	火災	維持	空気	光視	音	高齢者	防犯	液化化
	1-2	2-1		6-1	7-1	8-1	9-1	10-1	
	1-4	～		6-2	7-2	～	9-2		
1-5	2-7	4-4			8-4				
■ 各項目ごとの追加手数料 (基本手数料の※の手数料に加算される金額)									
10,000m <sup>2</sup> 以内	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
10,000m <sup>2</sup> 超え	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320

※注2

・製造者認証がある場合でかつ検査の省略が可能な場合以下の減額となります。

<耐震等級・劣化対策等級の製造者認証がある場合> . . . . . 検査が3回となる為 -19,800円

・上記基本手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

・一敷地に構造上、2棟以上の住棟がある場合は、各々の住棟毎に本表を適用する。

※別途金額

・空気環境計測に関する選択がある場合 39,600円/戸

(空気実測は、パッシブ型採取機器を使用したホルムアルデヒドの濃度測定とする。)

・出張費 検査回数1回につき、下記手数料を加算する。

埼玉県 12,100円（交通費+日当）

茨城県 13,200円（交通費+日当）

千葉県 14,300円（交通費+日当）

変更建設評価	上記手数料の50%
再検査	26,400（1回の検査につき）
評価書再交付	1戸につき 13,200

## 共同住宅（既存）

【既存】 共同住宅（単位：円/消費税込）

床面積の合計	建設評価	備考
200m <sup>2</sup> 以内	158,400 + (15,840×住戸数)	
200m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以内	211,200 + (15,840×住戸数)	
500m <sup>2</sup> を超え1,000m <sup>2</sup> 以内	211,200 + (5,280×住戸数)	
1,000m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以内	237,600 + (5,280×住戸数)	
2,000m <sup>2</sup> を超え3,000m <sup>2</sup> 以内	396,000 + (5,280×住戸数)	
3,000m <sup>2</sup> を超え5,000m <sup>2</sup> 以内	448,800 + (5,280×住戸数)	
5,000m <sup>2</sup> を超え7,000m <sup>2</sup> 以内	448,800 + (5,280×住戸数)	
7,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以内	475,200 + (5,280×住戸数)	
10,000m <sup>2</sup> を超え15,000m <sup>2</sup> 以内	580,800 + (5,280×住戸数)	
15,000m <sup>2</sup> を超える場合	別途見積りによる。	
再検査の場合	住戸部分：39,600 + (2,640×再検査住戸数)	住棟部分については、対象面積によるため、別途見積りによる。
共用部検査シート (住棟部分についての検査結果を記録したもの。)		住棟部分の検査対象面積によるため、別途見積りによる。

・上記手数料には、住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。

※別途金額

・出張費 検査回数1回につき、下記手数料を加算する。

埼玉県 12,100円（交通費+日当）

茨城県 13,200円（交通費+日当）

千葉県 14,300円（交通費+日当）

・個別性能評価は、任意の選択制で希望により評価が可能な項目があります。資料の有無、選択項目により手数料が異なりますので別途見積りによります。

・石綿粉塵濃度の測定は、別途見積りによります。

・室内化学物質の測定は、別途見積りによります。

・特定現況検査（蟻害・腐朽）は、別途見積りによります。

※一敷地に構造上、2棟以上の住棟がある場合は、各々の住棟毎に本表を適用する。

## 紛争処理センター負担金について

新築住宅における「建設住宅性能評価書」、または既存住宅における「現況検査・評価書」を取得した住宅において、将来表示内容と異なる内容があることが明らかになり紛争となった場合に、「指定住宅紛争機関」があっせん・調停・仲裁をする制度が用意されています。

住宅の取得者・供給者は1万円の申請料を支払うことにより指定住宅紛争処理機関を利用することができます。

紛争処理センターは評価書を受けた住宅から負担金を徴収し、相談窓口として紛争の相談をうけたときは「指定住宅紛争処理機関」を紹介します。紛争処理にかかった費用は集められた負担金から支出されます。

紛争処理センターの利用は利用者の任意ではなく、「評価書」を取得した場合は必ず負担金を納めることが、品確法82条で定められています。自動車の自賠責保険のような意味合いと理解できるものと思われます。なお、設計住宅性能評価のみを取得した場合は負担金は発生しません。

【長期使用構造等確認手数料】

(1) 一戸建ての住宅

：長期使用構造等確認に関する審査（劣化対策・耐震性・維持管理更新・省工ネ） ・ 4区分

【長期使用構造等確認のみ単独審査の場合】（単位：円/消費税込）

一般	型式住宅部分等製造者認証 ※1
60,720	58,080

【建築確認併願審査の場合】

一般	型式住宅部分等製造者認証 ※1
56,760	52,800

【設計住宅性能評価併願審査の場合】

一般	型式住宅部分等製造者認証 ※1
9,240	9,240

【変更技術的審査の場合】

長期優良住宅のみ 単独審査の場合	変更設計住宅性能評価 併願審査の場合
上記手数料の半額	

※1 型式住宅部分等製造者認証を取得している項目、1項目について2,640円割引（表中金額は1項目のみの場合/最大4項目、10,560円の割引となります。）

(2) 共同住宅等（併用住宅、長屋含む）

：長期使用構造等確認に関する審査（劣化対策・耐震性・維持管理更新・省工ネ・可変性・高齢者等） ・ 6区分

【長期使用構造等確認のみ単独審査の場合】

- 1) 住戸数1～3戸 : 審査対象住戸数 x 下記基本料金（単位：円/消費税込）  
 2) 住戸数4戸以上 : 下記基本料金 + 戸当たり料金18,480 x 審査対象住戸数（単位：円/消費税込）

審査対象住戸数	基本料金：	
	一般	型式住宅部分等製造者認証 ※1
1) 住戸数1～3戸	60,720	58,080
2) 住戸数4戸以上	132,000	79,200

【建築確認併願審査の場合】

- 1) 住戸数1～3戸 : 審査対象住戸数 x 下記基本料金（単位：円/消費税込）  
 2) 住戸数4戸以上 : 下記基本料金 + 戸当たり料金18,480 x 審査対象住戸数（単位：円/消費税込）

審査対象住戸数	基本料金：	
	一般	型式住宅部分等製造者認証 ※1
1) 住戸数1～3戸	56,760	52,800
2) 住戸数4戸以上	118,800	66,000

【設計住宅性能評価併願審査の場合】

- 1) 住戸数1～3戸 : 審査対象住戸数 x 下記基本料金（単位：円/消費税込）  
 2) 住戸数4戸以上 : 下記基本料金 + 戸当たり料金18,480 x 審査対象住戸数（単位：円/消費税込）

審査対象住戸数	基本料金：	
	一般	型式住宅部分等製造者認証 ※1
1) 住戸数1～3戸	9,240	9,240
2) 住戸数4戸以上	39,600	13,200

【変更技術的審査の場合】

長期優良住宅のみ 単独審査の場合	建築確認 併願審査の場合	変更設計住宅性能評価 併願審査の場合
上記手数料の半額		

※1 型式住宅部分等製造者認証を取得している項目、1項目について2,640円割引（最大4項目）となります。

注意（戸建、共同共）：ここでいう型式住宅部分等製造者認証は住宅性能評価に係るものであり、建築基準法の型式適合認定等とは異なりますのでご注意ください。

又建築確認申請手数料・性能評価の審査手数料は、別途申し受けます。

（3）長期使用構造等確認業務（既存）の場合

料金 = [基本料金] + [戸当料金] × 戸数（単位：円/消費税込）

住宅種別	戸当料金	基本料金	業務量が概ね20%以上軽減（型式住宅部分等製造者認証の評価項目が2項目ある場合）	業務量が概ね40%以上軽減（型式住宅部分等製造者認証の評価項目が3項目以上ある場合）
一戸建ての住宅		105,600	73,680	81,840
共同住宅	13,200	330,000	270,600	211,200

贈与税非課税措置に係る証明書等の業務手数料（省エネルギー性） 単位：円／消費税込

A. 一戸建ての住宅						
証明書区分	取得方法	判断基準	(A) 断熱性能等級4が確認できる 証明書等有※1		(B) 断熱性能等級4が確認できる 証明書等無※1	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
			住宅性能証明	住宅の新築	断熱等性能等級 5、かつ一次工 ネ等級6	66,000
新築住宅の取得（購入）	66,000	59,400		79,200		72,600
既存住宅（中古）の取得（購入）	断熱等性能等級 4、又は一次工 ネ等級4	66,000		—	79,200	—
<b>取得方法</b>	<b>判断基準</b>	—		<b>単独申請</b>	<b>基準法等併願</b>	
住宅の新築・取得	高齢者対策等級3 以上	—		—	46,200	39,600
増改築等工事証明書第5号工事 （注意）非課税限度額の500万円加 算の場合	住宅の増改築等	—	—	—	—	
B. 共同住宅等						
証明書区分	取得方法	判断基準	(A) 断熱性能等級4が確認できる 証明書等有※1		(B) 断熱性能等級4が確認できる 証明書等無※1	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
			住宅性能証明	住宅の新築	断熱等性能等級 5、かつ一次工 ネ等級6	66,000 (1)式
新築住宅の取得（購入）	66,000 (1)式	59,400 (1)式		79,200 (1)式		72,600 (1)式
既存住宅（中古）の取得（購入）	断熱等性能等級 4、又は一次工 ネ等級4	66,000 (1)式		—	79,200 (1)式	—
<b>取得方法</b>	<b>判断基準</b>	—		<b>単独申請</b>	<b>基準法等併願</b>	
住宅の新築・取得	高齢者対策等級3 以上	—		—	46,200 (1)式	39,600 (1)式
増改築等工事証明書第5号工事 （注意）非課税限度額の500万円加 算の場合	住宅の増改築等	—	—	—	—	
<b>(1)式 = 上記の表示手数料 + (N - 1) × 26,400</b>						
<b>N : 住宅の戸数 (N-1) = 0 の場合は (N-1) = 1 とする</b>						

(1) 手数料には、現場調査を含んでいます。

(2) 基準法等併願：証明業務に係る物件について、建築確認、F35適合申請、住宅性能評価、長期使用構造等確認審査をKBIに並行申請された場合に適用します。

※1) 断熱性能等級4が確認できる証明書等有

1. 新築住宅の場合、KBIが交付したものの若しくは交付する設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書、【フラット35】Sの適合証明書が有るもの
2. 既存住宅の場合、建設住宅性能評価書及び【フラット35】Sの適合証明書が有るもの

贈与税非課税措置に係る証明等の業務手数料（耐震性） 単位：円／消費税込

一戸建ての住宅						
証明書区分	取得方法	判断基準	(A) ※2 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等有 ※2		(B) 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書無 ※2	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
住宅性能証明	住宅の新築	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は免震建築物	68,640	62,040	81,840	75,240
	新築住宅の取得（購入）		68,640	62,040	81,840	75,240
	既存住宅（中古）の取得（購入）		68,640	-	81,840	-
	住宅の増改築等		-	-	-	-
共同住宅等						
証明書区分	取得方法	判断基準	(A) ※2 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等有 ※2		(B) 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書無 ※2	
			単独申請	基準法等併願	単独申請	基準法等併願
住宅性能証明	住宅の新築	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上又は免震建築物	68,640 (1) 式	62,040 (1) 式	81,840 (1) 式	75,240 (1) 式
	新築住宅の取得（購入）		68,640 (1) 式	62,040 (1) 式	81,840 (1) 式	75,240 (1) 式
	既存住宅（中古）の取得（購入）		68,640 (1) 式	-	81,840 (1) 式	-
	住宅の増改築等		-	-	-	-
<b>(1) 式 = 上記の表示手数料 + (N - 1) × 26,400</b>						
<b>N : 住宅の戸数 (N-1) = 0 の場合は (N-1) = 1 とする</b>						

(1) 手数料には、現場調査を含んでいます。

(2) 完了検査が K B I 以外で実施される場合は、追加調査として19,800円（消費税を含む。）が加算されます。

(3) 基準法等併願：証明業務に係る物件について、建築確認、F 3 5 適合申請、住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査を K B I に並行申請された場合に適用します。

※ 2) 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等有

1. 新築住宅の場合、K B I が交付したもの若しくは交付する設計住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書、【フラット35】Sの適合証明書が有るもの

2. 既存住宅の場合、建設住宅性能評価書及び【フラット35】Sの適合証明書が有るもの

**贈与税非課税措置に係る増改築等工事証明書の業務手数料（1～4号工事） 単位：円／消費税込**

証明書区分	取得方法	判断基準	単独申請	基準法等併願	現場検査無
増改築等工増改築等工事証明書 第1号～第4号工事  (注意)非課税限度額の500万円加算無しの場合	1号	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替	46,200	33,000	26,400
	2号	区分所有する部分の床（主要構造部である床）等の過半について行う修繕又は模様替（第1号工事以外のもの）	46,200	33,000	26,400
	3号	家屋のうち居室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（第1号工事及び第2号工事以外のもの）	46,200	33,000	26,400
	4号	建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定等に適合させるための修繕又は模様替（第1号工事、第2号工事及び第3号工事以外のもの）	66,000	52,800	26,400

(1) 手数料には、現場検査1回分を含んでいます。

(2) 申請者の都合（工区分け等）により現場調査が2回以上となる場合は、追加調査1回ごとに19,800円（消費税を含む。）が加算されます。

(3) 基準法等併願：証明業務に係る物件について、建築確認、F35適合申請、住宅性能評価、長期優良住宅技術的審査をKBIに並行申請された場合に適用します。

(4) 現場調査無

申請図書のうち、工事請負契約書（契約者と申請者が同一の場合に限る。）及び工事前後の写真等が有る場合で、増改築の内容が具体的、客観的に判別可能な場合に適用されます。

**遠隔地等の別途料金（出張費） 単位：円／消費税込**

証明書区分	加算手数料		
	12,100	13,200	14,300
埼玉県	全域		
茨城県		つくば市、土浦市、取手市、石岡市、かすみがうら市、つくばみらい市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村	
千葉県			全域

注意：基準法併願等の場合で、現地検査が同時日の場合は、加算されません。

：検査回数1回につき、上記料金を加算する。

**贈与税非課税措置に係る証明書の再交付等手数料 単位：円／消費税込**

区分	加算手数料
1. 住宅性能証明書・増改築等工増改築等工事証明書	6,600
2. 関係図書・設計図書  (A2図面20枚まで、20枚を超える場合の追加料金は110円/1枚)	2,640
3. 上記以外のもの	1,320

**調査日時変更手数料 単位：円／消費税込**

区 分	手数料
現場調査前日まで	0
現場調査日当日	7,920

**再調査手数料 単位：円／消費税込**

区 分	手数料
再調査	19,800
遠隔地等の別途料金	別表4のとおり



## 【一戸建ての住宅】（単位：円／消費税込）

建築物の種類	単独申請	併願申請
一戸建ての住宅	39,600	6,600

## 【共同住宅等】（単位：円／消費税込）

建築物の種類	住戸部分	住戸数	単独申請	併願申請
共同住宅等	住戸部分	2～10戸	$39,600 + 8,580 \times N$	$6,600 + 1,430 \times N$
		11～30戸	$79,200 + 5,940 \times N$	$13,200 + 990 \times N$
		31戸以上	$158,400 + 5,280 \times N$	$26,400 + 880 \times N$
	共用部分	面積	単独申請	併願申請
	共用部分面積	200㎡以下	33,000	5,500
		200㎡超～500㎡以下	39,600	6,600
		500㎡超～1,000㎡以下	52,800	8,800
		1,000㎡超～3,000㎡以下	92,400	15,400
		3,000㎡超	165,000	27,500
	算定方法：			
a) 住戸のみ : 基本料金 + 住戸単価×住戸数N				
b) 建築物全体のみ : 基本料金 + 住戸単価×住戸数N + 共用部料金				
c) 住戸+建築物全体 : 基本料金 + 住戸単価×住戸数N + 共用部料金				

## 【非住宅】（単位：円／消費税込）

建築物の種類	単独申請	併願申請
非住宅	省エネ適合判定手数料【非住宅】と同額とする	準備中

## 【複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）】（単位：円／消費税込）

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた金額とする。

備考：

- 併願申請  
断熱等性能（外皮計算）及び一次エネルギー消費量を検討したもの（K B Iで下記の申請と同じ計算内容で併願する場合に適用する）
  - 低炭素認定技術審査
  - 設計住宅性能評価
  - 長期使用構造等確認
  - 省エネ適合性判定
- 変更申請の手数料は上記手数料の半額とする。
- 評価書の再交付手数料は6,600円（消費税込）とする。
- B E L Sプレートの作成については別途協議の上決定する事とする。  
（一般社団法人住宅性能評価・表示協会に対して発注することになります。）

【一戸建ての住宅】（単位：円／消費税込）

用途	手数料
一戸建ての住宅	39,600

※増築の場合も含む

※軽微変更該当証明（ルートC）の場合は手数料×0.5とする。（他機関で申請されたものは上記表の手数料とする）

【共同住宅等】（単位：円／消費税込）

住戸部分	住戸数	手数料
住戸部分	2～10戸	39,600 + 9,240 × N
	11～30戸	79,200 + 5,280 × N
	31戸以上	158,400 + 2,640 × N
共用部分	住戸数	手数料
共用部分面積	200㎡以下	33,000
	200㎡超～500㎡以下	39,600
	500㎡超～1,000㎡以下	52,800
	1,000㎡超～3,000㎡以下	92,400
	3,000㎡超	165,000

算定方法： 基本料金 + 住戸単価×住戸数N + 共用部料金

※増築の場合も含む

※軽微変更該当証明（ルートC）の場合は手数料×0.5とする。（他機関で申請されたものは上記表の手数料とする）

【非住宅】 A：ホテル・病院、B：事務所・学校他、C：工場・自動車車庫 （単位：円／消費税込）

【判定料金1】 モデル建物法・面積区分	A	B	C
300 m <sup>2</sup> 未満	116,160	76,560	63,360
300 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	155,760	102,960	89,760
2,000 m <sup>2</sup> 以上～3,000 m <sup>2</sup> 未満	195,360	129,360	102,960
3,000 m <sup>2</sup> 以上～4,000 m <sup>2</sup> 未満	234,960	155,760	129,360
4,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	274,560	195,360	142,560
5,000 m <sup>2</sup> 以上～10,000 m <sup>2</sup> 未満	343,200	237,600	171,600
10,000 m <sup>2</sup> 以上～20,000 m <sup>2</sup> 未満	396,000	277,200	198,000
20,000 m <sup>2</sup> 以上～50,000 m <sup>2</sup> 未満	488,400	343,200	250,800
50,000 m <sup>2</sup> 以上～100,000 m <sup>2</sup> 未満	594,000	422,400	303,600
100,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積		

【判定料金2】 標準入力法・面積区分	A	B	C
300 m <sup>2</sup> 未満	208,560	155,760	102,960
300 m <sup>2</sup> 以上～2,000 m <sup>2</sup> 未満	287,760	195,360	129,360
2,000 m <sup>2</sup> 以上～3,000 m <sup>2</sup> 未満	366,960	234,960	168,960
3,000 m <sup>2</sup> 以上～4,000 m <sup>2</sup> 未満	446,160	287,760	208,560
4,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000 m <sup>2</sup> 未満	498,960	353,760	248,160
5,000 m <sup>2</sup> 以上～10,000 m <sup>2</sup> 未満	620,400	435,600	277,200
10,000 m <sup>2</sup> 以上～20,000 m <sup>2</sup> 未満	712,800	501,600	330,000
20,000 m <sup>2</sup> 以上～50,000 m <sup>2</sup> 未満	884,400	607,200	369,600
50,000 m <sup>2</sup> 以上～100,000 m <sup>2</sup> 未満	1,069,200	712,800	422,400
100,000 m <sup>2</sup> 以上	別途見積		

【複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）】（単位：円／消費税込）

住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とする。

併用住宅については、複合建築物となります。『非住宅B』の手数料をご確認ください。

① 料金算定に用いる延べ面積は建築基準法上による延べ面積とし、高い開放性を有する部分の面積（注1）を除いた面積とする

(注1) 高い開放性を有する部分

壁を有しないこと、若しくは内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であってその床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上である部分のみで構成されていること。

② A、B、Cの分類は（別紙）による。

③ 用途が複数ある場合、Aが含まれる場合はAとし、Aが含まれずBが含まれる場合はBとする。

④ 計画変更・軽微変更該当証明は上記手数料の50%とする。

（別紙）

用途 区分 コード	確認申請書第四面に記載される用途	分類
8140	図書館その他これに類するもの	A
8150	博物館その他これに類するもの	
8152	美術館その他これに類するもの	
8170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	
8190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	
8210	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	
8230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	
8240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	
8260	病院	
8370	ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	
8380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	
8400	ホテル又は旅館	
8480	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
8530	劇場、演芸場、映画館	

8540	観覧場	
8550	公会堂、集会場	
8560	展示場	
8590	ダンスホール	
8600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売をとする店舗、その他これらに類するもの	
8070	幼稚園	
8080	小学校	
8082	義務教育学校	
8090	中学校、高等学校又は中等教育学校	
8100	特別支援学校	
8110	大学又は高等専門学校	
8120	専修学校	
8130	各種学校	
8132	幼保連携型認定こども園	
8160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
8180	保育所その他これに類するもの	
8192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	
8220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	
8250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	
8270	巡査派出所	
8280	公衆電話所	
8290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	
8300	地方公共団体の支庁又は支所	
8330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	
8390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これらに類するもの	B
8410	自動車教習所	
8438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
8440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	
8450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	
8452	食堂又は喫茶店	
8456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
8458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
8460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	
8470	事務所	
8570	料理店	
8580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	
8650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	

8310	公衆便所、休憩所又はバスの停留所の上屋	C
8320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設（電気通信事業法、電気事業法、ガス事業法、液化石油の保安の確保及び取引の公正化に関する法律、水道法、下水道法、熱供給事業法などに基づく施設や都市高速鉄道の用に供する施設で大臣の指定するもの。）	
8340	工場（自動車修理工場を除く。）	
8350	自動車修理工場	
8360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
8420	畜舎	
8430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	
8490	自動車車庫	
8500	自転車駐車場	
8510	倉庫業を営む倉庫	
8520	倉庫業を営まない倉庫	
8610	卸売市場	
8630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	
8640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	
8620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設	

## (1) 一戸建ての住宅 (単位: 円/消費税込)

申請種別	A. 設計審査	B. 現場検査	合計 (A + B)
単独申請	52,800	26,400	79,200
併願申請	39,600	26,400	66,000

## (2) 共同住宅 (単位: 円/消費税込)

延べ面積	申請種別	A. 設計審査	B. 現場検査	合計 (A + B)
		住棟料金 + 住戸料金	住棟料金 + 住戸料金	
200m <sup>2</sup> 未満	単独申請	52,800 + 5,280×住戸数	26,400 + 5,280×住戸数	A + B
	併願申請	39,600 + 5,280×住戸数	26,400 + 5,280×住戸数	A + B
200m <sup>2</sup> ～	単独申請	84,480 + 5,280×住戸数	26,400 + 5,280×住戸数	A + B
500m <sup>2</sup> 未満	併願申請	63,360 + 5,280×住戸数	26,400 + 5,280×住戸数	A + B

※「併願申請」とはKBIで建築確認申請、又は住宅性能評価申請との併願がある場合とします

※「B検査」は完了検査1回とします

※再検査は「B検査」と同額とします

## (1) 適合審査料金について

## 1) 基本料金 (単位:円)

申請種別	評価書等の活用がない場合	[5-1:断熱等性能等級]及び[5-2:次エネルギー消費量等級]の確認に評価書等を活用する場合 ＜利用可能な評価書等＞ ・設計、建設住宅性能評価書 ・BELS評価書 ・フラット35S適合証明書、設計検査通知書 ・長期優良住宅適合確認書
一建ての住宅	52,800 (税抜料金48,000)	39,600 (税抜料金36,000)

\* 評価書等の活用はKBI発行のもの限りとしします。

## 2) その他料金

- ①変更計画に係る審査等の費用は、上記料金の半額とします。
- ②KBIが定める戸数以上の申請が見込めるときで、審査が効率的に実施できるとKBIが判断したときは、料金を減額できるものとします。
- ③併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）の料金は、一戸建て住宅の料金を適用します。
- ④再発行料金  
住宅省エネルギー性能証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき6,600円（税抜料金6,000円）とします。
- ⑤現場検査の実施が必要な場合は、別途見積りとしします。